

上越森林管理署庁舎空調機器更新工事 特記仕様書

第1章 総則

上越森林管理署庁舎空調機器更新工事の施工に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「建築標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（以下「機械設備標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「電気設備標準仕様書」という。）に基づいて実施する。

建築標準仕様書、機械設備標準仕様書及び電気設備標準仕様書に対する追加事項については、この特記仕様書によるものとする。

第2章 作業内容

1. 目的

本工事は、上越森林管理署庁舎の維持管理のため、既設の空調設備を更新するものである。

2. 作業場所

新潟県上越市大道福田 555 番地

3. 工事概要

（1）パッケージエアコンの更新（室内機及び室外機）

1）天井カセット4方向型（同時ツイン） 2組
【冷房能力 12.5kW 暖房能力 14.0kW】 リモコン付

2）天井カセット4方向型（同時ツイン） 1組
【冷房能力 10.0kW 暖房能力 11.2kW】 リモコン付

3）天井カセット4方向型（同時ツイン） 2組
【冷房能力 5.0kW 暖房能力 5.6kW】 リモコン付

4）ルームエアコン壁掛型 2組
【冷房 2.2kW 暖房能力 2.2kW】 リモコン付

（2）既存機器撤去（室内機及び室外機） 一式

（3）試運転調整 一式

（4）冷媒フロンガス抜取・回収・処分 一式

（5）配管耐圧試験及び気密試験 一式

（6）電気設備工事 一式

（7）産業廃棄物処理（積込み、運搬含む） 一式

4. 作業数量

別紙工事内訳書のとおり

第3章 施工条件

1. 作業日数及び作業時間

平日の作業は、午前8時30分から午後5時00分までとする。

なお、既存空調設備（室内機及び室外機）の撤去及び搬出並びに更新空調設備（室内機及び室外機）の搬入、設置、接続を休日（土曜日、日曜日及び祝日）に実施する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得ること。

2. 作業範囲の区分と調整

工事車両の駐車、資材搬入等において、当署の一般業務に支障を与えることが想定される場合は、事前に監督職員に協議するものとする。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は、土曜日、日曜日及び祝日とする。

第4章 現場条件

1. 搬入路

庁舎の入口（正面玄関）は、幅約 1.6m、高さ約 2.4m の制限がある。

2. 第三者に対する措置

騒音、振動等の発生を伴う作業については、その対策に十分注意するとともに、関係法規を遵守し、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

3. その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4. 電気設備工事について

空調設備の機種決定後、電源仕様、内線規程等により、電気設備改修工事が追加で必要となった場合は、既設動力盤等を確認のうえ、必要となる作業項目及び数量について協議し、変更対応する。

第5章 工事用電力等

本工事に使用する電力及び水道は、受注者の負担とする。

ただし、以下については、庁舎の施設を無償で利用できるものとし、使用期間中の維持管理は、受注者の責任により行うものとする。

- ・本庁舎のトイレ、手洗い
- ・工事区域内の室内照明、コンセント
- ・空調機器設置後の試運転及び完成検査時の電力

第6章 工事用材料

本工事で使用する材料について、施工前に機器仕様書、電源仕様書、外形図等を監督職員に提出して確認を受けなければならない。

第7章 施工

1. 一般事項

本工事の施工に当たり、庁舎施設、備品等に損傷を与えないよう十分注意すること。

なお、損傷を与えた場合は、受注者の負担において適切な処置を講ずるものとする。

また、施工前の事前確認により、今回更新する設備以外に不具合が生じている場合は、監督職員に報告するものとする。

2. 養生

作業による汚染又は損傷のおそれがある場合は、適切な方法で養生するものとする。

3. 試運転調整

機器等の据付及び諸手続きが完了したときは、職員の立会いのもとで試運転を行うものとする。

4. 冷媒フロンの回収

空調設備の冷媒フロン回収は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に基づき、各基準により適正に算定、充填・回収、破壊処理、証明書交付、記録・報告等を行うものとする。

5. 既存庁舎に対する影響

- (1) 室外機の重量が既存より重くなる場合は、監督職員に協議するものとする。
- (2) 室外機の設置位置が既存と異なる場合は、監督職員に協議するものとする。
- (3) 施工に当たり、庁舎壁面等にアンカーを打設したり、貫通孔を設けたりする必要がある場合は、監督職員に協議するものとする。

第8章 施工管理

1. 主任技術者の資格

主任技術者の資格は、入札公告及び入札説明書に記載のとおり

2. 施工管理

施工管理及び品質管理については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「機械設備工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」によるものとする。

3. 協議等について

監督職員から受注者に対して示す施工上必要な指示、並びに受注者から監督職員に対する確認事項及び協議事項は、書面により行うものとする。

第9章 条件変更の補足説明

1. 施工条件の変更事項

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する事項は、次のとおりである。

- (1) 既設構造物やケーブル等が施工の支障となり、撤去・再設置が必要となった場合
- (2) 工事着手前の確認により施工範囲、仮設計画等に変更が生じた場合
- (3) 空調設備の機種決定後、電気設備改修工事の追加が必要となった場合
- (4) 既設設備等の劣化が確認され、補修・更新する必要があるが生じた場合
- (5) 空調設備を現況合わせて設置するため、固定具及び付属品等が必要となった場合
- (6) 資材の流通状況により、手配に時間を要するなど工期変更が必要となった場合
- (7) 建設資材廃棄物等の処分が変更となった場合
- (8) 機器仕様、数量等の変更が生じた場合
- (9) その他本仕様書に定めがないもの

第10章 その他

1. 納品

写真帳 1部（施工前、施工中、施工後が整理されたもの）

工事関係図書等の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 1部

2. 定めなき事項

本仕様書に定めのない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。